

令和7年9月22日

福知山市議会議長 吉見 茂久 様

予算審査委員会委員長 田渕 裕二

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・ 議第21号 令和7年度福知山市一般会計補正予算(第5号)
- ・ 議第22号 令和7年度福知山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議第23号 令和7年度福知山市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

2 審査の概要

9月12日、16日に委員会を開催し、付託議案の審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第21号の内部統制推進事業について、「第三者委員会の設置に係る予算が計上されているが、市役所内部の自己検証と自助努力がどこまで行われたのか」との質疑があり、「不適正事務が発生した場合、その原因、再発防止策を所属部署で検証の上、不適正事務報告書を作成し、担当課、総務課、法務政策監でヒアリングやモニタリングを行い、再発防止策が実際に機能しているか調査してきた。所属部署においては、検証や再発防止策の立案がされてきたが、その教訓が他の部署にまで十分共有されてこなかったと考えている」との答弁がありました。また、「第三者委員会の調査と並行して、市役所として市民の信頼回復に向け、職員研修の充実、全庁的な各部署でのコンプライアンスミーティング、組織の責任体制の明確化、チェック機能の強化が必要ではないか」との質疑があり、「これまでの自浄作用が働いてこなかったことを十分踏まえ、いただいた意見も参考としながら、チェックリスト、マニュアル、研修など出来る限りのことをやっていきたい」との答弁がありました。また、「この問題は、総務部だけでなく市長公室も含めて、全庁的な組織体制の中で進めていくべきではないか」との質疑があり、「調査・検討は第三者委員会に委ねることになるが、市の職員、幹部職員として委員会に調査を任せるという考え方はない。委員会の調査と併せて、庁内においてもこの取組に積極的に関わり、

原因究明を行っていきたい」との答弁がありました。また、「総務部が所管する法令遵守と併せて、職員の任命、服務などの観点から、職員の責任のあり方、組織ガバナンスの強化について、どのように取組を進めていくのか」との質疑があり、「不適正事務の解消については、総務部だけでは対応に限界があると思っている。人事関係、不適正事務の公表、多く発生している財務・契約事務の関係などがあるので、総務部と市長公室が連携して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、防災情報システム改修事業について、「補助対象となる経費と防災アプリ改修の経緯」を問う質疑あり、「現在、府の担当者と全額補助対象となるよう調整している。気象庁が令和8年度の出水期から気象情報を変更することに伴い、防災アプリの内容表示などを変更しなければ、テレビなどの防災気象情報とアプリで配信する情報に差異が出てくるため改修するものである」との答弁がありました。

次に、高等教育無償化制度交付金事業について、「財源が一般財源となっているが、交付税措置の状況」を問う質疑があり、「全額交付税措置の予定となっている」との答弁がありました。また、「当初計上予算から大きく増額となった理由」を問う質疑があり、「国の資料から対象者の出現率などを参考として積算していたが、今年度に新たに制度化された多子世帯の授業料・入学金の減免について、当初見込んでいた額から大幅に増えたものである」との答弁がありました。

次に、消防団施設整備事業について、「河守分団統合車庫・詰所の整備に伴う地盤改良工事の詳細」を問う質疑があり、「ボウリング調査の結果から軟弱層は浅層地盤のみと判明したため、敷地全体に50センチの厚みで固化剤を注入したアスファルト舗装を行い、地盤改良を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、庁舎管理事業について、「庁舎改修工事に関するスケジュールと来庁者への影響など」を問う質疑があり、「工事のスケジュールは年度内の完了を計画している。工事の部分は来場者の往来のある部分でないため影響は少ないと考えている。安全対策を十分に考慮して進めていききたい」との答弁がありました。

次に、埋蔵文化財発掘調査事業について、「受託事業収入と委託業務の内容」を問う質疑があり、「受託事業収入は、民間の開発に伴う発掘調査となるため、市が民間事業者から委託を受けることによるものである。また、委託業務の内容は、シルバー人材センターの発掘調査作業員の派遣、航空写真撮影、図面作成などの測量業務、発掘調査報告書の作成業務などである」との答弁がありました。

次に、法による死亡人等取扱事業について、「対象者の人数と身元が判明し保険加入があった場合の対応」を問う質疑があり、「対象者は1名である。対象者の身元が判明した場合、本人若しくは被扶養義務者に対して費用弁償を依頼する。保険適用は協議をしながら対応する」との答弁がありました。

次に、響きプランF心の充実事業について、「市立小中学校で実施する修学旅行費に対する1人当たりの補助額と目的地の設定」を問う質疑があり、「1人当たりの補助額は、小学校は平均36,999円、中学校は平均81,049円となっている。目的地については、小学校は奈良・兵庫・大阪、中学校は東京方面、沖縄方面となっており、それぞれ教育目的をもって設定している」との答弁がありました。

次に、はばたけ世界へ中学生短期留学事業の債務負担行為について、「経費の増加も見込まれる中、他の事業の業務継続に支障が出てくるのではないか。財政状況が厳しい中、今後、海外短期留学業務を継続することは困難ではないか」との質疑があり、「本事業については、次の時代を担う中学生に広い視野と国際感覚を持ち、新たな価値観で未来を切り開いていくことを目的とした重要な事業と考えている。現時点では継続していく方向で検討している」との答弁がありました。

次に、商店街等振興事業について、「新町商店街アーケード修繕工事の内容と工事期間中の安全対策など」を問う質疑があり、「新町商店街アーケード上の破損が激しい箇所の全体を修繕することとしている。アーケードの屋根の上で作業員が波板を手作業で張り替える作業になる。工期については、本年11月末を予定している。安全対策としては、アーケード下にも人員を配置し、通行人などを誘導することとしている。」との答弁がありました。

次に、農業施設維持管理事業について、「豊富用水池内の漏水防止工事について、土砂吐け枡部の漏水は、今夏の少雨高温による水不足にも影響したのか」との質疑があり、「影響は受けたものと考えているが、漏水が発見されたのは4月の段階であり、節水対策に協力いただいた」との答弁がありました。また、「工事内容と今後の他の工事の必要性など」を問う質疑があり、「今回の補修の内容は、応急的な工事と位置づけており、コンクリートを土砂吐け枡部内の漏水部に詰める工事がメインであり、それに付帯する仮設道路の設置や排水処理の仮設工事なども予定している。豊富用水池は他に老朽化している部分もあるので、今後も工事が必要になる可能性はあるものと考えている」との答弁がありました。

次に、農村研修集会施設等管理事業について、「広域避難所の上六人部会館トイレ改修に係る財源について、これまでは緊急防災・減災事業債は使えないとの説明もあったが、法改正などがあつたのか」との質疑があり、「法改正ではなく、京都府との調整の中で指定避難所における環境改善の充当できるものとして今回財源とした」との答弁がありました。

続いて、議第22号の国民健康保険事業基金積立金について、「令和6年度の黒字額を保険料に充当できないか」との質疑があり、「今回の黒字額は基金に積み立てる。積み立てられた基金は令和8年度の保険料算定において繰入れすることになる」との答弁がありました。また、「国民健康保険事業が京都府広域化で一本化された場合に、各自治体において基金を活用し保険料を減額することが可能なのか」との質疑があり、「各市町村で保険料が異なるということは、

広域化の趣旨の意味がなくなる。国の指針では、各市町村での基金繰入れによる保険料の減額は認められていない」との答弁がありました。

なお、議第23号についての質疑はありませんでした。

また、質疑終了後に議第21号の内部統制推進事業について、討論の前に付帯決議の内容について、検討の機会を持ってほしいとの提案がありました。

反対討論

- ・ 議第21号について反対する。内部統制推進事業については、市の不適正事務は、過去5年間で27件、非公表・非公開を含めて106件と大幅に増加している。職員の過誤ではなく、その背景や遠因も含めて見ていくということが求められる。現状の答弁からはそうしたことが出ていなかったため賛成できない。また、響きプランF心の充実事業については、後期を含めると予算総額が7,900万円と大きく、今まで就学援助で国庫補助金から支出されていた就学旅行費の補助もなくなり、市の財源で賄わなければならなくなっている。本市においては経常収支比率が96.4%と悪化している中で、国や府の補助や財源の構成も考え、無条件に続けるというのではなく、今後様々な要因を勘案する必要があると考え反対する。
- ・ 議第21号について反対する。響きプランF心の充実事業については、すべてを否定するものではないが、高額所得者の家庭にまで全額補助することについては賛成しかねる。所得の額に応じた補助金の仕組みを考えるべきだと考え反対する。また、内部統制推進事業については、第三者委員会への対応について、ゼロから監査検証をしてもらう仕組みづくりが整わないと、不祥事体質の根絶には至らないと考える。すべて行政が起こした不祥事であり、当たり前のように税金で支出しようとする考え方も市民の意識からかけ離れており、市民の理解を得ることは難しいと考え反対する。

賛成討論

- ・ 議第21号について賛成する。内部統制推進事業については、第三者委員会を設置し、連続して発覚している不適正の原因調査を行い、二度とこうした事態が起こらないようにするための事業であり賛成する。しかし、それを第三者委員会に任せるのではなく、市民の意見を聴き、職員間の討論を徹底し、問題解決を進めるべきだと考える。議会として今回の事態を重く受け止め、付帯決議を行うことに賛成する。また、はばたけ世界へ中学生短期留学事業の債務負担行為については、市の厳しい財政状況の中で社会教育費を財源とせず、民間からの財源確保に努めるべきことを申し上げ、賛成とする。
- ・ 付託された3議案に賛成する。議第21号では、市民の安心・安全を確保していくための防災情報システム改修事業、市立小中学校のさまざまな学びを提供するために修学旅行の費用

を全額補助する響きプランF心の充実事業、また、はばたけ世界へ中学生短期留学事業は、自国や他国への興味や関心、コミュニケーション能力を与えるなど、世界に貢献していける人材を育てる事業である。そして、内部統制推進事業は、不適正事務が連続して発覚し、市政への信頼を揺るがす事態に立たされていることを重く受け止め、やらないという理由はない。今後、事業の進展で信頼回復への成果をあげていくためにも、議会としても事業に対する付帯決議を付けるとともに、議会のチェック機能も果たしていかななくてはならない。そのほかに、議第22号の国民健康保険事業、議第23号の介護保険事業についても賛成する。

- ・ 付託された3議案に賛成する。まず、議第22号と議第23号については、国民健康保険事業、介護保険事業の剰余金積立や超過交付金の返還にかかるものであり、極めて妥当と考える。次に、議第21号は、防災情報発信の強化、農業施設の維持、広域避難所の環境改善にかかる予算など、いずれも市民の安心安全な暮らしの向上に資する補正予算と考える。その上で、内部統制推進事業については、その事務執行に当たる上で、執行部に対して議会としての留意事項や要望事項をしっかりと伝える必要があり、付帯決議を行うべきものであることを申し添えて、付託された各議案に対し賛成する。

3 審査結果

- ・ 議第21号 賛成多数で原案可決
- ・ 議第22号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第23号 全員賛成で原案可決

4 付帯決議

- ・ 議第21号に対する付帯決議 賛成多数で原案可決

議第21号令和7年度福知山市一般会計補正予算(第5号)に対する付帯決議

令和7年第4回市議会定例会に提案された一般会計補正予算の内部統制推進事業には、外部有識者による第三者委員会を設置し、連続して発覚している不適正事務の原因調査及び対策などの検討を行い、本市の事務執行上の課題を明らかにし、再発防止や職員の責任のあり方、組織のガバナンス強化について意見を聴取するための経費が計上されている。

本市においては、これまでから不適正事務が発覚する度に、市議会にも報告され、再発防止に向けた取組強化の説明を受け、議会としても改善を求めてきたが、近年、不適正事務の発覚が連続している事態について、行政運営を監視・チェックする役割を担う市議会としても重く受け止めている。

こうした事態を一刻も早く改善し、市政に対する市民の信頼を回復するため、市民の声も真摯に受け止めるとともに、第三者委員会での調査内容は市役所自らの全庁的な調査・検討をふまえたものとするのが求められる。また、市役所自らの原因分析にあたっては、不適正事務に携わった関係職員や担当課のみならず、庁内全体で日頃の業務を振り返って意見を出し合い、組織的な課題の把握に努めることで、再発防止に向けた取組の強化を図り、内部統制機能が効果的に発揮されるよう期待するものである。

については、本事業の執行にあたっては、次の事項に留意いただくよう求めるものである。

記

- 1 委員会の調査・検討にあたっては、独立性と中立性を確保するとともに、法務及び組織ガバナンスなどの専門的知見を十分活用すること。
- 2 委員会の円滑な運営と実効性を担保するため、不適正事務の原因調査や再発防止策の検討にあたっては、所管の総務部だけでなく市長公室もその責務を担うこととし、庁内各部課相互の連携と協調を円滑に推進し、万全を期すること。
- 3 委員会の審議内容及び結果については、その実効性を確保するため、市の組織運営における不断の改善及びガバナンスの一層の強化に確実に反映させるとともに、市民に対し分かりやすく、かつ丁寧に説明するよう努めること。
- 4 委員会の審議の経過及び成果については、定期的又は重要な節目ごとに議会に報告し、議会との情報共有を図ること。

以上、決議する。

令和7年9月16日

予算審査委員会